

新学習指導要領 ～社会科について～

奈良市立都跡小学校
山方 貴順

目次	
第1章 総論	1
第2章 各学年の目標及び内容	10
第3章 指導計画の作成と内容の取扱い	17
第4章 評価	24
第5章 教材	30
第6章 学習指導要領の解説	37
第7章 関係資料	43
第8章 関係資料	43
第9章 関係資料	43
第10章 関係資料	43
第11章 関係資料	43
第12章 関係資料	43
第13章 関係資料	43
第14章 関係資料	43
第15章 関係資料	43
第16章 関係資料	43
第17章 関係資料	43
第18章 関係資料	43
第19章 関係資料	43
第20章 関係資料	43

平成29年3月

目的

- ・へえ～、知らなかった
- ・こんなふうになったんだ
- ・新指導要領では〇〇が大事にされているんだ

→20分間で情報提供

小学校学習指導要領 社会科



第1 目標

第2 各学年の目標及び内容

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

第2節 社会

第1 目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

第1 目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

注目ポイント

- ① 「社会的な見方・考え方を働かせ」
- ② 「公民としての資質・能力の基礎」

① 「社会的な見方・考え方を働かせ」

現行の指導要領

「社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る」

→見方・考え方のUPが目的の一部

新指導要領

「社会的な見方・考え方を働かせ」
→見方・考え方を「ツール」として捉えている。

→目的は次のスライドで

第1 目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

注目ポイント

- ① 「社会的な見方・考え方を働かせ」
- ② 「公民としての資質・能力の基礎」

②「公民としての資質・能力の基礎」

現行

1 教科の目標

社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

→「能力」が加わった。

	現行	新
見方・考え方	UPさせることが目的の一部	ツール
目的	公民的資質の基礎を養う	公民としての資質・能力の基礎の育成

社会的な見方・考え方と、目的の整理

知識・技能

思考・判断・表現

主体的に学習に取り組む態度

3観点化

第2節 社会

第1 目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

(1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

(2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。

(3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の国々の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。

小学校学習指導要領 社会科



第1 目標

第2 各学年の目標及び内容

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

〔第〇学年〕

書きぶり

- 1 目標
 - (1) 知識・技能
 - (2) 思考・判断・表現
 - (3) 主体的に学習に取り組む態度
- 2 内容
 - (1) 学習内容
 - ア 次のような知識及び技能を身に付けること
 - イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること
 - (2) 学習内容
 - ア 次のような知識及び技能を身に付けること
 - イ 次のような思考力、判断力等を身に付けること
 - (3) 学習内容
- 3 内容の取扱い

注目ポイント
学習内容の変化
書きぶり

第3学年

- (1) 校区・市 ← そのまま
- (2) 店 ← そのまま
- (3) 消防署・警察署 ← 変化あり・4年から
- (4) 市の様子の移り変わり ← 変化あり・一部追加

元号・租税

第4学年

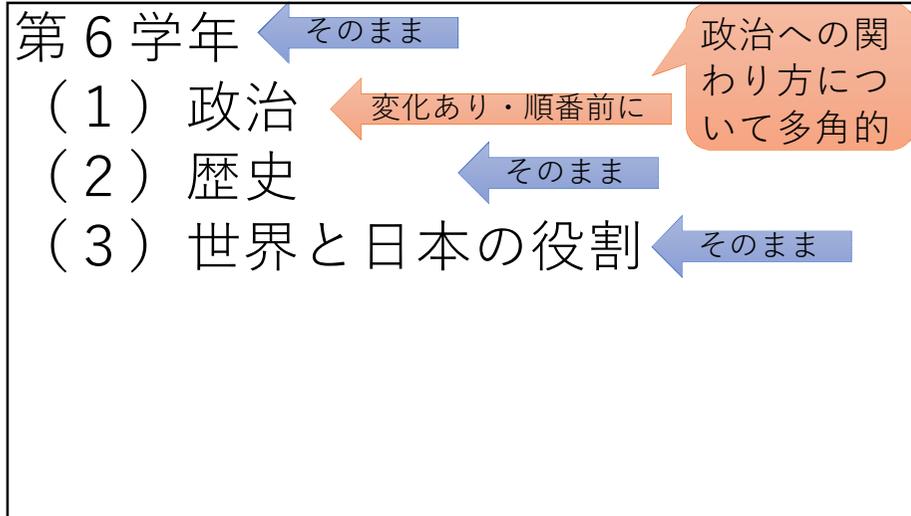
- (1) 都道府県 ← そのまま
- (2) 水・ごみ等 ← 変化あり・一部追加
- (3) 自然災害 ← 変化あり・必修
- (4) 県内の伝統的な文化、先人の働き ← 変化あり・一部追加
- (5) 県内の特色ある地域 ← そのまま

自分たちができること

第5学年

- (1) 国土の様子と国民生活 ← そのまま
- (2) 食料生産 ← そのまま
- (3) 工業生産 ← そのまま
- (4) 産業と情報の関わり ← そのまま
- (5) 国土の自然環境と国民生活との関連 ← 変化あり・一部追加

自分たちができること



- 小学校学習指導要領 社会科
- 第1 目標
 - 第2 各学年の目標及び内容
 - 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たって

- (1) A・Lになるように。見通しもつ、見方・考え方を働かせる、概念理解振り返り、学習問題を追及・解決。
- (2) 配列や時数の配分に留意し、効果的な年間指導計画に。
- (3) 都道府県や大陸や海洋の、名称や位置は、暗記・活用。
- (4) 障害のある児童などへは、工夫を計画的、組織的に。
- (5) 道徳とも関連づけて。

2 内容の取扱いについて

- (1) 体験、表現活動、言語活動のさらなる充実を。
- (2) 図書室、図書館、PCの活用を。全学年で地図帳を活用。
- (3) 博物館、資料館、ゲストティーチャー等の活用。
- (4) 偏った考えを注入するな。児童自身が判断できるように。

目的

- ・へえ～、知らなかった
- ・こんなふうに変ったんだ
- ・新指導要領では〇〇が大事にされているんだ

→20分間で情報提供

大事にされていると思うこと

- ・ 単元ごとの知識・技能や、
思考・判断・表現が整理された。
- ・ 頻出語句がある。

例：「自分たちにできること」
「これからの〇〇の発展」
「多角的」

- ・ 防災の分野が4、5年で色濃くなった。

→ E S D 色が強くなっている